

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツに係る 指定管理者の指定について

商工労働部産業デジタル推進課

1 趣旨

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツの現指定管理者の指定期間が令和7年3月31日をもって満了するため、令和7年4月1日からの5年を期間とする指定管理者の指定を行うもの

2 対象施設

- ・施設名 ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツ
- ・所在地 大垣市加賀野、小野及び今宿地内
- ・設置目的
 - ① ソフトピアジャパンセンター
地域の生活、産業及び行政の情報化を推進し、併せて情報産業の育成を図り、もって県民生活の向上及び地域経済の振興に寄与するとともに、我が国及び世界における理想的な情報社会の構築に貢献すること。
 - ② 県営住宅ソピア・フラッツ
中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅を供給することにより県民生活の安定と福祉の増進に寄与すること。

3 指定管理者となる団体

- ・団体名 伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ
(構成員)
 - ・伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社(東京都)
 - ・株式会社コングレ(東京都)
 - ・カワボウテキスチャード株式会社(羽島市)
 - ・グレートインフォメーションネットワーク株式会社(大垣市)
 - ・グローブシップ株式会社(東京都)
- ・指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年)

[現在の指定管理者]

- ・団体名 伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ
- ・指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年)

【参考】選定の経緯

- 令和6年8月23日 公募(～9月20日)
応募団体:伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ(1団体)
- 10月28日 岐阜県指定管理者制度等運用委員会
→優先交渉権者として伊藤忠アーバンコミュニティ・グループを選定